第４４９回上山市農業委員会総会議事録

１　期　　日　　令和８年２月２５日（水）午後１時３０分開会
２　場　　所　　市役所　４０１・４０２会議室
３　出席委員　　１５人

１番　井上隆市委員	２番　江口勘四郎委員	３番　尾形智代委員
４番　上妻一実委員	５番　羽島誠一委員	６番　吉田敏恵委員
７番　黒田浩次委員	８番　冨田憲一委員	９番　山川光照委員
１０番　奈良崎洋一委員	１１番　長沼健司委員	１２番　松田陽一委員
１３番　鈴木萬四郎委員	~~１４番　後藤敏秀委員~~	１５番　原田広幸委員
１６番　木村辰也委員		

出席推進委員　　なし
傍聴　　なし

４　欠席委員　１４番　後藤敏秀委員
５　議事日程
日程１　　諸般の報告
日程２　　議事録署名委員の指名
日程３　　議　第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程４　　議　第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
日程５　　議　第３号　農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について
日程６　　議　第４号　農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について
日程７　　議　第５号　地域計画（案）に対する意見について
日程８　　議　第６号　令和８年度農業労働賃金・機械利用料金標準表の公表について
日程９　　議　第７号　農地賃借料情報（令和６年～令和７年分集計）の公表について
日程 10　　承認第１号　上山市農業委員会事務局職員の任免の取扱いについて
日程 11　　報告第１号　農地法第１８条の規定による通知書の受理について
日程 12　　報告第２号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
日程 13　　報告第３号　使用貸借契約の解約書の届出について
日程 14　　報告第４号　非農地証明書の交付について
日程 15　　報告第５号　承認した農地改良届出について
６　事務局出席職員
事務局長　伊藤智彦、係長　柏倉昌範、係員　谷澤貴子、~~係員　伊藤亜子~~

7　会議の概要

議長 （会長）	定刻になりましたので、２月１７日に告示になりました、第４４９回上山市農業委員会総会を開会します。 出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。
議長	日程１、諸般の報告でありますが、事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。第１、招集告示について、令和８年２月１７日、上山市農業委員会告示第２号により、令和８年２月２５日、第４４９回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。 第２、出席告知について、令和８年２月１８日付け農委第３３６号をもって、第４４９回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。 第３、総会資料の配付について、第４４９回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。 第４、総会出欠委員数について、委員定数１６人、現在出席委員１５人となっております。なお、１４番、後藤敏秀委員から欠席する旨の連絡がきております。以上で報告終わります。
議長	日程２、議事録署名委員の指名でありますが、上山市農業委員会総会会議規則第２９条の規定により、議長において、１１番、長沼健司委員、４番、上妻一実委員を指名いたします。
議長	日程３、議第１号、農地法第３条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第１号、農地法第３条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の１ページをお開きください４件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。譲渡人は山形市在住の〇〇氏、農業、譲受人は三上在住の〇〇氏、会社役員兼農業です。三上地内の畑１筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はい

	ずれも可であることから、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１５番　原田広幸委員。
原田委員	整理番号１について、現地調査の結果を報告します。２月２４日に〇〇氏のお父さんからお話を伺いました。二人はいとこ同士であり〇〇氏が農業をするため買い求めたとのことです。ご審議願います。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について説明いたします。譲渡人は皆沢在住の〇〇氏、農業、譲受人は栄町一丁目在住の〇〇氏、無職です。仙石地内の畑１筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。９番　山川光照委員。
山川委員	整理番号２について、現地調査の結果を報告します。２月２１日に〇〇氏から聞き取りを行いました。数年前から耕作しており、今回正式に

	購入することになりました。きれいに管理されており問題ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号３について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について説明いたします。譲渡人は東町在住の〇〇氏、農業、譲受人は東町在住の〇〇氏、農業です。原口地内の畑４筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。７番　黒田浩次委員。
黒田委員	整理番号３について、現地調査の結果を報告します。２月２０日に〇〇氏と現地確認を行いました。〇〇氏の名義ですが実際は〇〇氏が耕作しております。特に問題はないと思われます。ご審議お願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による

	許可申請のうち所有権の移転の整理番号３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号４について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号４について説明いたします。譲渡人は藤吾在住の〇〇氏、会社員、譲受人は藤吾在住の〇〇氏、農業です。藤吾地内の畑２筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。５番　羽島誠一委員。
羽島委員	整理番号４について、現地調査の結果を報告します。２月２２日に現地にて〇〇氏から聞き取りを行いました。〇〇氏が農業をする意思がなく、以前から交流のあった〇〇氏に購入をお願いしたとのことです。今後はすももを作りたいとのことです。問題ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号４については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長	日程４、議第２号、農地法第５条の規定による許可申請について議題といたします。事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第２号、農地法第５条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の３ページをお開きください。１件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。譲受人は久保手在住の○○氏、会社役員、譲渡人は山形市在住の○○氏、無職であります。住宅等を整備するため、久保手地内の畑１筆を転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第５条の規定による許可申請の整理番号１については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。
議長	日程５、議第３号、農用地利用集積等促進計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第３号、農用地利用集積等促進計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の５ページをお開きください。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するものです。 １９件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借であり、転貸者は全て山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。

	整理番号１から４は関連がありますので、一括して説明いたします。借り人は山形市在住の○○氏、貸し人は中生居在住の○○氏、○○氏、○○氏及び法定相続人代表○○氏であります。中生居地内の田４筆について、使用貸借権又は賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１から４については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。次に、整理番号５について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号５について説明いたします。借り人は原口在住の○○氏、貸し人は牧野在住の○○氏であります。牧野地内の田１筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号５については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しま

	した。次に、整理番号６について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号６について説明いたします。借り人は阿弥陀地に事務所を有する○○、貸し人は阿弥陀地在住の○○氏であります。阿弥陀地地内の畑１筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号６については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。次に、整理番号７について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号７について説明いたします。借り人は皆沢に事務所を有する○○、貸し人は関根在住の○○氏であります。長清水地内の田１筆について使用貸借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号７については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。次に、整理番号８について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号８について説明いたします。借り人は相生に事務所を有する○○、貸し人は神奈川県横浜市在住の○○氏であります。相生地内の畑１筆について、賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号８については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。次に、整理番号９について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号９について説明いたします。借り人は十日町在住の○○氏、貸し人は旭町二丁目在住の○○氏であります。泉川地内の田１筆について、賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号９については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

	（異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。次に、整理番号１０について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号１０について説明いたします。借り人は金谷在住の〇〇氏、貸し人は山形市在住の法定相続人代表〇〇氏であります。権現堂地内の田１筆について、貸借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１０については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。次に、整理番号１１について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号１１について説明いたします。借り人は金瓶在住の〇〇氏、貸し人は金瓶在住の〇〇氏であります。金瓶地内の田１筆について、賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１１については原

	案のとおり要請することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。
議長	日程６、議第４号、農用地利用集積等促進計画の所有権移転について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第４号、農用地利用集積等促進計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の８ページをお開きください。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項により、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するものです。 １５件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた売買であり、転売者は全て山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。 整理番号１、３、４及び６は関連がありますので一括して説明いたします。所有権の移転を受ける者は皆沢在住の○○氏、所有権の移転をする者は皆沢在住の○○氏、○○氏、○○氏及び○○氏であります。皆沢地内の畑１６筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１、３、４及び６については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。次に、整理番号２及び５は関連がありますので一括して事務局長

	より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号２及び５について説明いたします。所有権の移転を受ける者は皆沢に事務所を有する○○、所有権の移転をする者は皆沢在住の○○氏、○○氏であります。皆沢地内の畑５筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２及び５については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。次に、整理番号７及び８については関連がありますので一括して事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号７及び８について説明いたします。所有権の移転を受ける者は皆沢に事務所を有する○○、所有権の移転をする者は関根在住の○○氏、○○氏であります。関根地内の畑１筆、長清水地内の田１筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号７及び８については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。次に、整理番号９及び１０は関連がありますので一括して事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号９及び１０について説明いたします。所有権の移転を受ける者は皆沢在住の○○氏、所有権の移転をする者は楢下在住の○○氏、河崎三丁目在住の○○氏であります。楢下地内の田２筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号９及び１０については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。次に、整理番号１１及び１２は関連がありますので一括して事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号１１及び１２について説明いたします。所有権の移転を受ける者は山形市在住の○○氏、所有権の移転をする者は関根在住の○○氏、関根在住の○○氏であります。関根地内の田４筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１１及び１２については原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

	（異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり要請することに決しました。
議長	日程７、議第５号、地域計画（案）に対する意見について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第５号、地域計画（案）に対する意見について説明いたします。 別冊の「議第５号　地域計画（案）に対する意見について」をご覧ください。 上山市においては、令和７年３月 26 日付けで地域農業を将来へ継続させていくための計画である地域計画を策定されております。策定後は、市町村や関係機関・団体と協力しながら地域の話し合いや担い手との意見交換等を通じて計画の完成度を高めることに取り組む必要があり、１２月に地区座談会が開催されたところでもあります。こうした事柄をふまえ、上山市長から地域計画の変更にあたり、農業経営基盤強化促進法第１９条第６項の規定に基づき、意見を求められているものです。 別冊議案書には、本庄地区をはじめとする９地区の地域計画が記載されておりますが、このたびの座談会等を踏まえ、「１　地域における農業の将来の在り方　（１）地域計画の区域の状況」における面積ならびに「４　地域内の農業を担う者一覧」における農業を担う者や面積等について変更されているほか、議第５号資料では、地域計画における目標地図（案）の一部が変更されております。 事務局といたしましては、「提示された地域計画案の内容については、適当であると認められる」とした意見を付して本委員会の回答といたしたいと考えております。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑、意見があれば発言を許します。
長沼委員	名簿の属性欄の「利用者」は何を表しているのか。
事務局	本庄地区の１０ページをご確認いただくと、注１に「属性」欄の説明が記載してあり、「利用者」につきましては、認定農業者等に該当しない農用地等を利用する者のことになります。

議長	他に質疑、意見があれば発言を許します。 （なしの声あり） 発言なしと認めます。お諮りいたします。地域計画（案）に対する意見については、原案の通り決することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。 日程８、議第６号、令和８年度農業労働賃金・機械利用料金標準表の公表について議題といたします。事務局長より提案理由の説明いたします。事務局長。
事務局長	議第６号、令和８年度農業労働賃金・機械利用料金標準表の公表について説明いたしますので、議案書の１１ページをお開きください。 本標準表の作成にあたりましては、農業委員・農地利用最適化推進委員、認定農業者から意見の聞き取りを行い、その内容を踏まえて農政専門委員会を開催して検討いたしました。その結果、農業労働賃金の一般の部については、金額を１日当たり 880 円上げて 8,960 円、1 時間あたり 1,120 円とし、早朝を１時間あたり 190 円上げ 1,400 円、オペレーターを１時間あたり 40 円上げて 1,350 円としました。また、果樹の部、剪定を１時間当たり 1,400 円、ジベ処理を１時間当たり 1,120 円、一般果樹及び選別・箱詰を１日当たり 8,960 円とし、さくらんぼの収穫を１時間当たり 1,260 円、早朝を 1,540 円、さくらんぼの雨よけテント張りを 1,830 円、ぶどうの雨よけテント張りを１時間 1,500 円、干柿作業を 1 時間当たり 1,120 円としました。 また、今年度は機械利用料金も改訂しております。水田耕起と代かきを 8,200 円、畑耕起を 8,900 円、田植えを 7,700 円、コンバインを 17,400 円、乾燥の半乾を 830 円、調整作業を 830 円、色彩選別を 540 円、刈払いを 1,350 円、Ｓ・Ｓ防除を 4,150 円としました。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）

議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。議第６号、令和８年度農業労働賃金・機械利用料金標準表の公表については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。
議長	日程９、議第７号、農地賃借料情報の公表について議題といたします。事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第７号、農地賃借料情報の公表について説明いたしますので、議案書の１２ページをお開きください。 農地賃借料情報の公表については、農地法第５２条に基づき、農地の賃貸借契約の参考情報として提供するものであります。農地法第３条及び農用地利用集積計画の賃借料をもとに計算した１０ａあたりの賃借料を公表するものでありますが、対象データが少ないため、令和６年１月から令和７年１２月までの２か年分を集計しております。なお、水田の区分２、３及び畑については、対象件数が少ないため表示しておりません。また、中間管理機構による取扱い分については、県内市町村農業委員会における公表状況を鑑みて、このたびから表記しないことといたしました。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。議第７号、農地賃借料情報の公表については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。
議長	日程１０、承認第１号、上山市農業委員会事務局職員の任免の取扱いについて議題といたします。事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長	承認第１号、上山市農業委員会事務局職員の任免の取扱いについて説明いたしますので、議案書の１３ページをお開きください。農業委員会等に関する法律第２６条第３項の規定により、事務局職員の任免は農業委員会が行うこととなっておりますが、令和８年４月１日付けの事務局職員の任免の取扱いについて、会長に委任をいただきたいというものでございます。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。承認第１号、上山市農業委員会事務局職員の任免の取扱いについては、会長に委任することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり承認されました。
議長	日程１１、報告第１号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第１号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の１４ページをお開きください。３件の届出がございました。 整理番号１及び２は関連がありますので一括して報告いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたものであり、貸し人は上生居在住の〇〇氏、借り人は上生居在住の〇〇氏であります。上生居地内の田１筆について解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）

議長	発言なしと認めます。次に、整理番号３について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について報告いたします。貸し人は関根在住の○○氏、借り人は山形市在住の○○氏であります。先ほど議決いただきました農用地利用集積等促進計画の所有権移転に伴い、関根地内の田３筆について解約するものであり、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程１２、報告第２号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第２号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の１５ページをお開きください。５件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号１及び２については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程１３、報告第３号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第３号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の１６ページをお開きください。４件の届出がございました。

	整理番号１及び２については関連がありますので、一括して報告いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたものであり、貸し人は旭町二丁目在住の○○氏、借り人は十日町在住の○○氏であります。先ほど議決いただきました農用地利用集積等促進計画の利用権設定に伴い、泉川地内の田１筆について解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号３について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について報告いたします。貸し人は牧野在住の○○氏、借り人は石堂在住の○○氏であります。牧野地内の田５筆、畑１０筆について解約するものであり、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、一部決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号４について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号４について報告いたします。貸し人は小笹在住の○○氏、借り人は原口在住の○○氏であります。原口地内の田１筆について解約するものであり、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）

議長	発言なしと認めます。
議長	日程１４、報告第４号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第４号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の１８ページをお開きください。２件の申請がございました。 整理番号１について報告いたします。申請人は金生西一丁目在住の○○氏であり、金生西一丁目地内の畑６筆について申請があったものです。昭和６３年に県道及び排水路が整備されたのに伴い耕作しなくなり農地性を失いました。農地性を失って２０年以上経過していることから、非農地証明書を交付したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について報告いたします。申請人は神奈川県横浜市在住の○○氏であり、小穴地内の畑１筆について申請があったものです。昭和３６年に隣接地に居宅を建築し宅地として一体的に利用してきました。農地性を失って２０年以上経過していることから、非農地証明書を交付したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２について事務局長より報告いたします。事務局長。
議長	日程１５、報告第５号、承認した農地改良届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第５号、承認した農地改良届出について報告いたしますので、議

	案書の１９ページをお開きください。１件の申請がございました。 整理番号１について報告いたします。所有者は山形市在住の〇〇氏、施行者は高野に事務所を有する〇〇であります。土地地盤が低く水はけが悪いため、盛土をして畑として利用するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり） 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。 以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

（終了時刻　午後２時２１分）

議事録署名委員

議事録署名委員